

改正案

現行

様式第1号（第4条関係） (用紙A4)

様式第1号（第4条関係） (用紙A4)

地質調査業者登録申請書

地質調査業者登録申請書

地質調査業者登録規程第4条の規定により、地質調査業者の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

申請者 印

商号又は名称		申請の区分	新規の登録 登録の更新
資本金額（出資総額を含む。）	千円	現に受けている登録番号及び登録年月日	質 一 平成 年 月 日
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名		技術管理者の氏名	
氏 名	役 職 名	他に行っている営業又は事業の種類	
		役員その他企業役員との兼務状況	
営業所の名称及び所在地	別表のとおり	現場管理者の氏名	別表のとおり
※登録番号	質 一	※登録年月日	平成 年 月 日

地質調査業者登録規程第4条の規定により、地質調査業者の登録を申請します。

平成 年 月 日

申請者 印

商号又は名称		申請の区分	新規の登録 登録の更新
資本金額（出資総額を含む。）	千円	現に受けている登録番号及び登録年月日	質 一 平成 年 月 日
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名		技術管理者の氏名	
氏 名	役 職 名	他に行っている営業又は事業の種類	
		役員その他企業役員との兼務状況	
営業所の名称及び所在地	別表のとおり	現場管理者の氏名	別表のとおり
※登録番号	質 一	※登録年月日	平成 年 月 日

記載要領

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 「新規の登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと。
- 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 「役員（氏名及び役職名）」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。
- 「技術管理者の氏名」の欄は、地質調査の技術上の管理をつかさどる者で規程第3条第1号に該当する氏名を記載すること。
- 「役員その他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

電話番号	() 番
FAX番号	
取扱い責任者 所属氏名	

記載要領

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 「新規の登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと。
- 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 「役員（氏名及び役職名）」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。
- 「技術管理者の氏名」の欄は、地質調査の技術上の管理をつかさどる者で規程第3条第1号に該当する氏名を記載すること。
- 「役員その他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

(様式第1号（第4条関係）)

(用紙A4)

別表

営業所名称	(郵便番号)所在地(電話番号)	現場管理者の氏名
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	箇所	

記載要領

- 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 「現場管理者の氏名」の欄は、現場において地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者で規程第3条第2号に該当するものの氏名を記載すること。

(様式第1号（第4条関係）)

(用紙A4)

別表

営業所名称	(郵便番号)所在地(電話番号)	現場管理者の氏名
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	箇所	

記載要領

- 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 「現場管理者の氏名」の欄は、現場において地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者で規程第3条第2号に該当するものの氏名を記載すること。

地質調査経歴書

Table with columns: 契約の相手方の名称, 契約名, 調査の内容, 元請又は下請の別, 契約金額, 契約期間. Includes a '千円' label in the amount column.

記載要領

- 1 この表は、地質調査の直前3年間の主な契約について、5件以内記入すること。
2 「調査の内容」の欄は、「土質調査」、「岩盤調査」、「物理探査」、「試験・計測」、「その他」のうち該当するものを記載すること。
3 「元請」とは、地質調査業者以外の者から地質調査業務を受注した場合をいい、「下請」とは、他の地質調査業者から地質調査を受注した場合をいう。

地質調査経歴書

Table with columns: 契約の相手方の名称, 契約名, 調査の内容, 元請又は下請の別, 契約金額, 契約期間. Includes a '千円' label in the amount column.

記載要領

- 1 この表は、地質調査の直前3年間の主な契約について、5件以内記入すること。
2 「調査の内容」の欄は、「土質調査」、「岩盤調査」、「物理探査」、「試験・計測」、「その他」のうち該当するものを記載すること。
3 「元請」とは、地質調査業者以外の者から地質調査業務を受注した場合をいい、「下請」とは、他の地質調査業者から地質調査を受注した場合をいう。

直前3年の各事業年度における事業収入金額

(単位千円)

Table with columns: 事業年度, 調査の内容 (土質調査, 岩盤調査, 物理探査, 試験・計測, その他), 合計. Includes a sub-column for '注文者の区分' (官公庁, 国民, 海外).

記載要領

- 1 この表は、各事業年度の損益計算書における完成調査収入中の地質調査に係る収入金額を記載すること。
2 国内で受注した調査であって下請によるものは「民間」に含めるものとし、さらに当該収入金額を()内に記載すること。
3 海外で受注した調査は、元請、下請のいかんにかかわらず「海外」に記載すること。

直前3年の各事業年度における事業収入金額

(単位千円)

Table with columns: 事業年度, 調査の内容 (土質調査, 岩盤調査, 物理探査, 試験・計測, その他), 合計. Includes a sub-column for '注文者の区分' (官公庁, 国民, 海外).

記載要領

- 1 この表は、各事業年度の損益計算書における完成調査収入中の地質調査に係る収入金額を記載すること。
2 国内で受注した調査であって下請によるものは「民間」に含めるものとし、さらに当該収入金額を()内に記載すること。
3 海外で受注した調査は、元請、下請のいかんにかかわらず「海外」に記載すること。

使用人数

Table with columns for '使用人数区分', '区分', '大学又は高等専門学校...', '高等学校の理工系...', and 'その他の者'. Includes sub-tables for '業務別資格保有者内訳' and '事務関係使用人数'.

記載要領

- 1 使用人とは、役員、職員を問わず、常時雇用している者をいう。
2 この表の人数を記載する欄は、地質調査に主として従事している使用人数を整数値で記載すること。
3 理工系学科とは、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学等の学科をいう。
4 「業務区分」の欄は、技術関係使用人数を主として従事しているものにより「調査・計測」又は「解析・判定」のいずれかに区分して記載すること。
5 「技術士」の「建設部門（土質及び基礎）及び応用理学部門（地質）」の欄は、技術士登録の技術部門が建設部門で選択科目で建設部門又は応用理学部門に登録されている技術士については「その他」の欄に記載すること。
6 「小計」の欄は、「実務経験年数」の欄に記載した年数を月単位で通算して記載すること。ただし、期間が重複している場合でも実期間で通算すること。複数枚に及ぶ場合は頁毎に累計を記載すること。
7 「その他地質調査に関する資格」の欄は、「技術士」の欄に記載した者以外で土木施工管理技術士、地質調査技術士の資格を有している者がいる場合には、その資格の名称及び人数について、全て記載すること。

使用人数

Table with columns for '使用人数区分', '区分', '大学又は高等専門学校...', '高等学校の理工系...', and 'その他の者'. Includes sub-tables for '業務別資格保有者内訳' and '事務関係使用人数'.

記載要領

- 1 使用人とは、役員、職員を問わず、常時雇用している者をいう。
2 この表の人数を記載する欄は、地質調査に主として従事している使用人数を整数値で記載すること。
3 理工系学科とは、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学等の学科をいう。
4 「業務区分」の欄は、技術関係使用人数を主として従事しているものにより「調査・計測」又は「解析・判定」のいずれかに区分して記載すること。
5 「技術士」の「建設部門（土質及び基礎）及び応用理学部門（地質）」の欄は、技術士登録の技術部門が建設部門で選択科目で建設部門又は応用理学部門に登録されている技術士については「その他」の欄に記載すること。
6 「小計」の欄は、「実務経験年数」の欄に記載した年数を月単位で通算して記載すること。ただし、期間が重複している場合でも実期間で通算すること。複数枚に及ぶ場合は頁毎に累計を記載すること。
7 「その他地質調査に関する資格」の欄は、「技術士」の欄に記載した者以外で土木施工管理技術士の資格を有している者がいる場合には、その資格の名称及び人数について、全て記載すること。

イ. 技術管理者証明書

下記のとおり、地質調査業者登録規程第3条第1号に規定する専任の技術管理者を置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日
申請者

殿 記

Table for '技術管理者' with columns for '氏名(生年月日)', '住所', '所属営業所の名称', '区分', 'イロハ', '最終学校名、学科名(卒業年月)', '技術士登録番号(登録年月日)', '技術士第二次試験の選択科目'.

Table for '技術管理者技術経歴' with columns for '期間', '実務経験年数', '業務の内容', '契約の相手方の名称', '契約金額'. Includes a '小計(累計)' row.

上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
平成 年 月 日
証明者 印

Table with columns for '証明を得ることができない場合', 'その理由', '証明者と被証明者との関係'.

備考 技術管理者が規程第3条第1号に規定する要件を備えていることを証する書面を添付すること。

- 記載要領 1 「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者はハを○で囲むこと。
2 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した調査の契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
3 実務経験の証明は、規程第3条第1号イに該当する技術管理者に限り必要とし、証明者ごとに作成すること。
4 同時期に2以上の業務を担当した場合は、従事した期間が重複することのないよう留意して記載すること。

イ. 技術管理者証明書

下記のとおり、地質調査業者登録規程第3条第1号に規定する専任の技術管理者を置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日
申請者

殿 記

Table for '技術管理者' with columns for '氏名(生年月日)', '住所', '所属営業所の名称', '区分', 'イロハ', '最終学校名、学科名(卒業年月)', '技術士登録番号(登録年月日)', '技術士第二次試験の選択科目'.

Table for '技術管理者技術経歴' with columns for '期間', '実務経験年数', '業務の内容', '契約の相手方の名称', '契約金額'. Includes a '小計(累計)' row.

上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
平成 年 月 日
証明者 印

Table with columns for '証明を得ることができない場合', 'その理由', '証明者と被証明者との関係'.

備考 技術管理者が規程第3条第1号に規定する要件を備えていることを証する書面を添付すること。

- 記載要領 1 「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者はハを○で囲むこと。
2 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した調査の契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
3 実務経験の証明は、規程第3条第1号イに該当する技術管理者に限り必要とし、証明者ごとに作成すること。
(新設)

ロ. 現場管理者証明書

下記のとおり、地質調査業者登録規程第3条第2号に規定する専任の現場管理者を置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日
申請者 印

殿

記

Table with 5 columns: 営業所の名称, 現場管理者の氏名(生年月日), 現場管理者の住所, 最終学校名、学科名(卒業年月), 区分. Contains 8 rows of data.

現場管理者の技術経歴は、別表のとおり。

備考

現場管理者が規程第3条第2号に規定する要件を備えていることを証する書面を添付すること。

記載要領

「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

ロ. 現場管理者証明書

下記のとおり、地質調査業者登録規程第3条第2号に規定する専任の現場管理者を置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日
申請者 印

殿

記

Table with 5 columns: 営業所の名称, 現場管理者の氏名(生年月日), 現場管理者の住所, 最終学校名、学科名(卒業年月), 区分. Contains 8 rows of data.

現場管理者の技術経歴は、別表のとおり。

備考

現場管理者が規程第3条第2号に規定する要件を備えていることを証する書面を添付すること。

記載要領

「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

別表

現場管理者技術経歴書

Table for technical experience with columns: 氏名, 期間, 実務経験年数, 業務の内容, 契約の相手方の名称, 契約金額. Includes a summary row and a signature line.

記載要領

- 1 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した調査の契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
2 実務経験の証明は、規程第3条第2号イに該当する現場管理者に限り必要とし、証明者ごとに作成すること。
3 同時期に2以上の業務を担当した場合は、従事した期間が重複することのないよう留意して記載すること。

別表

現場管理者技術経歴書

Table for technical experience with columns: 氏名, 期間, 実務経験年数, 業務の内容, 契約の相手方の名称, 契約金額. Includes a summary row and a signature line.

記載要領

- 1 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した調査の契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
2 実務経験の証明は、規程第3条第2号イに該当する現場管理者に限り必要とし、証明者ごとに作成すること。(新設)

誓約書

申請者並びに申請者の役員、支配人及び法定代理人が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 印

殿

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2 地質調査業者登録規程(以下「規程」という。)第12条第1項第4号、第8号、第10号又は第11号に該当することにより登録を削除され、削除の日から2年を経過しない者
3 禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第80号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
6 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1から6までのいずれかに該当するもの
8 法人でその役員のうち上記1から6までのいずれかに該当する者(上記2に該当する者については、その者が規程第12条第1項の規定により登録を削除される以前から当該法人の役員であった者を除く。)のあるもの
9 個人でその支配人のうち上記1から6までのいずれかに該当する者(上記2に該当する者については、その者が規程第12条第1項の規定により登録を削除される以前から当該個人の支配人であった者を除く。)のあるもの
10 暴力団員等がその事業活動を支配する者

誓約書

申請者並びに申請者の役員、支配人及び法定代理人が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 印

殿

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2 地質調査業者登録規程(以下「規程」という。)第10条第1項第4号、第8号又は第10号に該当することにより登録を削除され、削除の日から2年を経過しない者
3 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(新設)
(新設)
(新設)
4 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1から3までのいずれかに該当するもの
5 法人でその役員のうち上記1から3までのいずれかに該当する者(上記2に該当する者については、その者が規程第10条第1項の規定により登録を削除される以前から当該法人の役員であった者を除く。)のあるもの
6 個人でその支配人のうち上記1から3までのいずれかに該当する者(上記2に該当する者については、その者が規程第10条第1項の規定により登録を削除される以前から当該個人の支配人であった者を除く。)のあるもの
(新設)

登録申請者(法人の役員、本支配人、法定代理人)の略歴書

Table with columns: 氏名, 役職名, 期間, 従事した職務内容, 賞罰. Includes a section for '賞罰' with a date and signature line.

記載要領

- 1 「法人の役員、本支配人、法定代理人」は、不要のものを消すこと。
2 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

登録申請者(法人の役員、本支配人、法定代理人)の略歴書

Table with columns: 本籍, 現住所, 氏名, 生年月日, 役職名, 最終学歴, 期間, 従事した職務内容, 賞罰. Includes a section for '賞罰' with a date and signature line.

記載要領

- 1 「法人の役員、本支配人、法定代理人」は、不要のものを消すこと。
2 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第10号 (第4条関係)

貸借対照表
平成 年 月 日現在

(用紙A4)

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金
受取手形
完成調査未収入金
有価証券
未成調査支出金
材料貯蔵品
短期貸付金
前払費用
未収収益
繰延税金資産
その他

貸倒引当金
流動資産合計

△

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物
減価償却累計額
機械・運搬具
減価償却累計額
工具器具・備品
減価償却累計額

土地
リース資産
減価償却累計額

建設仮勘定
その他

減価償却累計額
有形固定資産合計

△

△

△

△

△

(2) 無形固定資産

特許権
実用新案権
著作権
借地権
のれん
リース資産
その他

無形固定資産合計

△

△

(3) 投資その他の資産

投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用

繰延税金資産
その他

貸倒引当金
投資その他の資産合計

△

△

III 繰延資産

創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
(削る)
開業費

繰延資産合計
資産合計

△

△

負債の部

I 流動負債

支払手形
調査未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未成調査受入金
預り金
前受収益
(削る)
未払法人税等
(削る)
・・・引当金
繰延税金負債
その他

流動負債合計

△

II 固定負債

社債
長期借入金
リース債務
・・・引当金
負のれん
繰延税金負債
その他

固定負債合計
負債合計

△

△

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金
(2) 新株式申込証拠金
(3) 資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金

△

様式第10号 (第4条関係)

貸借対照表
平成 年 月 日現在

(用紙A4)

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金
受取手形
完成調査未収入金
有価証券
未成調査支出金
材料貯蔵品
短期貸付金
前払費用
未収収益
繰延税金資産
その他

貸倒引当金
流動資産合計

△

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物
減価償却累計額
機械・運搬具
減価償却累計額
工具器具・備品
減価償却累計額

土地
(新設)

建設仮勘定
その他

減価償却累計額
有形固定資産合計

△

△

△

△

△

(2) 無形固定資産

特許権
実用新案権
著作権
借地権
のれん
(新設)
その他

無形固定資産合計

△

△

(3) 投資その他の資産

投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
(新設)
長期前払費用

繰延税金資産
その他

貸倒引当金
投資その他の資産合計

△

△

III 繰延資産

創立費
開業費
新株発行費
社債発行費
社債発行基金
開業費

繰延資産合計
資産合計

△

△

負債の部

I 流動負債

支払手形
調査未払金
短期借入金
(新設)
未払金
未払費用
未成調査受入金
預り金
前受収益
賞与引当金
未払法人税等
修繕引当金
完成調査補償引当金
繰延税金負債
その他

流動負債合計

△

II 固定負債

社債
長期借入金
(新設)
退職給付引当金
負のれん
繰延税金負債
その他

固定負債合計
負債合計

△

△

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金
(2) 新株式申込証拠金
(3) 資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金

△

損益計算書
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(会社名)
千円

I 売上高		
完成調査収入		
兼業事業売上高		
II 売上原価		
完成調査原価		
兼業事業売上原価		
売上総利益(売上総損失)		
完成調査総利益(完成調査総損失)		
兼業事業総利益(兼業事業総損失)		
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬		
給料手当		
退職金		
法定福利費		
通勤費		
雑給		
福利厚生費		
旅費交通費		
通信運搬費		
印刷費		
消耗品費		
備品費		
図書費		
地代家賃		
水道光熱費		
修繕維持費		
保険料		
賃借料		
交際費		
会議費		
寄付金		
会費		
広告宣伝費		
租税公課		
手数料		
減価償却費		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
開発費償却		
雑費		
営業利益(営業損失)		
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金		
その他		

V 営業外費用

支払利息		
手形売却損		
その他		
経常利益(経常損失)		
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他		
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他		
税引前当期純利益(税引前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期純利益(当期純損失)		

記載要領

- 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法(平成17年法律第88号)第2条第8号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 兼業事業とは、地質調査業以外の事業を併せて営む場合における当該地質調査業以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領5は、「営業外収益」の「その他」に属する収益及び「営業外費用」の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、「特別利益」の「その他」に含めて記載することができる。
- 「特別利益」の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 記載要領7は「前期損益修正損」の記載に、記載要領8は「特別損失」の「その他」の記載に、記載要領9は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用する。
- 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」を計上しない場合には記載を要しない。
- 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に「繰延税金資産」に記載すべき金額と「繰延税金負債」に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含まない。

損益計算書
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(会社名)
千円

I 売上高		
完成調査収入		
兼業事業売上高		
II 売上原価		
完成調査原価		
兼業事業売上原価		
売上総利益(売上総損失)		
完成調査総利益(完成調査総損失)		
兼業事業総利益(兼業事業総損失)		
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬		
給料手当		
退職金		
法定福利費		
通勤費		
雑給		
福利厚生費		
旅費交通費		
通信運搬費		
印刷費		
消耗品費		
備品費		
図書費		
地代家賃		
水道光熱費		
修繕維持費		
保険料		
賃借料		
交際費		
会議費		
寄付金		
会費		
広告宣伝費		
租税公課		
手数料		
減価償却費		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
開発費償却		
雑費		
営業利益(営業損失)		
IV 営業外収益		
受取利息配当金		
その他		

V 営業外費用

支払利息		
手形売却損		
その他		
経常利益(経常損失)		
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他		
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他		
税引前当期純利益(税引前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期純利益(当期純損失)		

記載要領

- 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 兼業事業とは、地質調査業以外の事業を併せて営む場合における当該地質調査業以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領5は、「営業外収益」の「その他」に属する収益及び「営業外費用」の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、「特別利益」の「その他」に含めて記載することができる。
- 「特別利益」の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 記載要領7は「前期損益修正損」の記載に、記載要領8は「特別損失」の「その他」の記載に、記載要領9は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用する。
- 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」を計上しない場合には記載を要しない。
- 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に「繰延税金資産」に記載すべき金額と「繰延税金負債」に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含まない。

完成調査原価報告書
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日
(会社名)

(用紙A4)

I 人件費	千円
給料手当	
退職金	
法定福利費	
通勤費	
雑給	
人件費計	_____
II 材料費	
III 経費	
調査等委託費	
電算委託費	
トレース印刷費	
福利厚生費	
旅費交通費	
通信運搬費	
消耗品費	
備品費	
図書費	
地代家賃	
水道光熱費	
修繕維持費	
保険料	
賃借料	
交際費	
会議費	
租税公課	
補償費	
減価償却費	
雑費	
経費計	_____
完成調査原価	=====

記載要領
「雑費」に属する費用で経費の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

完成調査原価報告書
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日
(会社名)

(用紙A4)

I 人件費	千円
給料手当	
退職金	
法定福利費	
通勤費	
雑給	
人件費計	_____
II 材料費	
III 経費	
調査等委託費	
電算委託費	
トレース印刷費	
福利厚生費	
旅費交通費	
通信運搬費	
消耗品費	
備品費	
図書費	
地代家賃	
水道光熱費	
修繕維持費	
保険料	
賃借料	
交際費	
会議費	
租税公課	
補償費	
減価償却費	
雑費	
経費計	_____
完成調査原価	=====

記載要領
「雑費」に属する費用で「経費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

様式第12号(第4条関係)

(用紙A4)

株主資本等変動計算書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日
(会社名)

(会社名)

千円

	株主資本				評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金			評価・ 換算差 額等合 計
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備 金	その他 利益 剰余金							
前期末残高											
当期変動額											
新株の発行											
剰余金の配当											
剰余金の配当に伴う利益準備金の積み立て											
当期純利益											
自己株式の処分											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計											
当期末残高											

記載要領

1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしり、純資産の部の変動の状況を

正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法(平成17年法律第88号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額(当期変動額については主要変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 純資産合計額の欄の記載は省略することができる。
- 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおよそ貸借対照表における表示の順序による。
- 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - 当期純利益又は当期純損失
 - 新株の発行又は自己株式の処分
 - 剰余金(その他資本剰余金又はその他利益剰余金)の配当
 - 自己株式の取得
 - 自己株式の消却
 - 企業結合(合併、会社分割、株式交換、株式移転等)による増加又は分割型の会社分割による減少
- 株主資本の計数の変動
 - 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - 剰余金の内訳科目間の振替
- 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示すること。
- 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある

様式第12号(第4条関係)

(用紙A4)

株主資本等変動計算書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日
(会社名)

(会社名)

千円

	株主資本				評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金			評価・ 換算差 額等合 計
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備 金	その他 利益 剰余金							
前期末残高											
当期変動額											
新株の発行											
剰余金の配当											
剰余金の配当に伴う利益準備金の積み立て											
当期純利益											
自己株式の処分											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計											
当期末残高											

記載要領

1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしり、純資産の部の変動の状況を

正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額(当期変動額については主要変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 純資産合計額の欄の記載は省略することができる。
- 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおよそ貸借対照表における表示の順序による。
- 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - 当期純利益又は当期純損失
 - 新株の発行又は自己株式の処分
 - 剰余金(その他資本剰余金又はその他利益剰余金)の配当
 - 自己株式の取得
 - 自己株式の消却
 - 企業結合(合併、会社分割、株式交換、株式移転等)による増加又は分割型の会社分割による減少
- 株主資本の計数の変動
 - 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - 剰余金の内訳科目間の振替
- 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示すること。
- 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある

場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示すること。

10 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。

(1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

11 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

12 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

13 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使

新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分

14 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により表示すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内取項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

15 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載すること。また、社員資本は資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分すること。

場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示すること。

10 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。

(1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

11 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

12 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

13 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使

新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分

14 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により表示すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内取項目ごとに行う方法又はその他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

15 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載すること。また、社員資本は資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分すること。

様式第13号（第4条関係）

（用紙A4）

注 記 表
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

（会社名）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を 生じさせるような 事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、執行役、会計参与又は監査役との間の取引による取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

様式第13号（第4条関係）

（用紙A4）

注 記 表
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

（会社名）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を 抱かせる 事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、執行役、会計参与又は監査役との間の取引による取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(8) 調査損失引当金に対応する未成調査支出金の金額

4 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成調査収入
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4) 売上原価のうち調査損失引当金繰入額

(5) 関係会社との営業取引以外の取引高

(8) 研究開発費の総額

5 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末における自己株式の種類及び数
- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当
- (4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当
- (5) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

6 税効果会計

7 リースにより使用する固定資産

8 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

9 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

10 関連当事者との取引

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表及び損益計算書に与える影響の内容

11 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

12 重要な後発事象

13 連結配当規制適用の有無

14 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 貸借対照表関係	○	○	×	×
4 損益計算書関係	○	○	×	×

(新設)

4 損益計算書関係

- (1) 調査進行基準による完成調査収入
- (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
- (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高

(新設)

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

5 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末における自己株式の種類及び数
- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当
- (4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当
- (5) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

6 税効果会計

7 リースにより使用する固定資産

(新設)

(新設)

8 関連当事者との取引

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表及び損益計算書に与える影響の内容

9 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

10 重要な後発事象

11 連結配当規制適用の有無

12 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 貸借対照表関係	○	○	×	×
4 損益計算書関係	○	○	×	×

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載すること。
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、執行役、会計参与又は監査役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注6 同一の請負契約に関する未成調査支出金と調査損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成調査支出金の金額のうち調査損失引当金に対応する金額を、未成調査支出金と調査損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成調査支出金の金額を記載する。

注4

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

- (3) 配当を実施した回毎に、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載する。

- (4) 事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、リース料総額、当期リース料、未経過リース料を資産の種類別に記載すること。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合がおおむね1割程度とすること。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注8 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注9 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注10 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引

で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

(削る)

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注13 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注14 注1から注13までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

5 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
6 税効果会計	○	○	×	×
7 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
(新設)				
(新設)				
8 関連当事者との取引	○	○	×	×
9 一株当たり情報	○	○	×	×
10 重要な後発事象	○	○	×	×
11 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
12 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○…記載要、×…記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 **記載すべき金額は、注9を除き千円単位をもって表示すること。**

- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続すると前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(新設)

- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。

注3

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載すること。
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、執行役、会計参与又は監査役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(新設)

注4

- (1) 調査進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

- (3) 配当を実施した回毎に、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載する。

- (4) 事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、リース料総額、当期リース料、未経過リース料を資産の種類別に記載すること。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合がおおむね1割程度とすること。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

(新設)

(新設)

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則第140条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注11 会社計算規則第186条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注12 注1から注11までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

様式第14号 (第4条関係)		(用紙A4)	
貸借対照表		(商号又は名称)	
平成 年 月 日現在			
資 産 の 部		千 円	
I 流動資産			
現金預金			
受取手形			
完成調査未収入金			
有価証券			
未成調査支出金			
材料貯蔵品			
その他			
貸倒引当金		△	
流動資産合計			
II 固定資産			
建物・構築物			
機械・運搬具			
工具器具・備品			
土地			
建設仮勘定			
破産更生債権等			
その他			
固定資産合計			
資産合計			
負 債 の 部			
I 流動負債			
支払手形			
調査未払金			
短期借入金			
未払金			
未成調査受入金			
預り金			
・・・引当金			
その他			
流動負債合計			
II 固定負債			
長期借入金			
その他			
固定負債合計			
負債合計			
純 資 産 の 部			
期首資本金			
事業主借勘定			
事業主貸勘定		△	
事業主利益 (事業主損失)			
純資産合計			
負債・純資産合計			

様式第14号 (第4条関係)		(用紙A4)	
貸借対照表		(商号又は名称)	
平成 年 月 日現在			
資 産 の 部		千 円	
I 流動資産			
現金預金			
受取手形			
完成調査未収入金			
有価証券			
未成調査支出金			
材料貯蔵品			
その他			
貸倒引当金		△	
流動資産合計			
II 固定資産			
建物・構築物			
機械・運搬具			
工具器具・備品			
土地			
建設仮勘定			
(新設)			
その他			
固定資産合計			
資産合計			
負 債 の 部			
I 流動負債			
支払手形			
調査未払金			
短期借入金			
未払金			
未成調査受入金			
預り金			
完成調査補償引当金			
その他			
流動負債合計			
II 固定負債			
長期借入金			
その他			
固定負債合計			
負債合計			
純 資 産 の 部			
期首資本金			
事業主借勘定			
事業主貸勘定		△	
事業主利益 (事業主損失)			
純資産合計			
負債・純資産合計			

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 4 流動資産、固定資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 5 流動資産又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 6 記載要領5は、負債の部の記載に準用する。
- 7 「・・・引当金」には、完成調査補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって記載すること。
- 8 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載すること。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 4 「流動資産」、「固定資産」、「流動負債」及び「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 5 「流動資産」又は「固定資産」の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 6 記載要領5は、負債の部の記載に準用する。
(新設)
- 7 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載すること。

様式第15号 (第4条関係)

(用紙A 4)

損 益 計 算 書
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(商号又は名称)
千円

I 売上高			
完成調査収入			
兼業事業売上高			
II 売上原価			
完成調査原価			
人件費			
材料費			
経費			
兼業事業売上原価			
売上総利益(売上総損失)			
完成調査総利益(完成調査総損失)			
兼業事業総利益(兼業事業総損失)			
III 販売費及び一般管理費			
給料手当			
退職金			
法定福利費			
通勤費			
雑給			
福利厚生費			
旅費交通費			
通信運搬費			
印刷費			
消耗品費			
備品費			
図書費			
地代家賃			
水道光熱費			
修繕維持費			
保険料			
賃借料			
交際費			
会議費			
寄付金			
会費			
広告宣伝費			
租税公課			
手数料			
減価償却費			
雑費			
営業利益(営業損失)			
IV 営業外収益			
<u>受取利息及び配当金</u>			
その他			
V 営業外費用			

様式第15号 (第4条関係)

(用紙A 4)

損 益 計 算 書
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(商号又は名称)
千円

I 売上高			
完成調査収入			
兼業事業売上高			
II 売上原価			
完成調査原価			
人件費			
材料費			
経費			
兼業事業売上原価			
売上総利益(売上総損失)			
完成調査総利益(完成調査総損失)			
兼業事業総利益(兼業事業総損失)			
III 販売費及び一般管理費			
給料手当			
退職金			
法定福利費			
通勤費			
雑給			
福利厚生費			
旅費交通費			
通信運搬費			
印刷費			
消耗品費			
備品費			
図書費			
地代家賃			
水道光熱費			
修繕維持費			
保険料			
賃借料			
交際費			
会議費			
寄付金			
会費			
広告宣伝費			
租税公課			
手数料			
減価償却費			
雑費			
営業利益(営業損失)			
IV 営業外収益			
<u>受取利息配当金</u>			
その他			
V 営業外費用			

支払利息
手形売却損
その他
事業主利益（事業主損失）

注 工事進行基準による完成調査収入

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 4 **兼業事業**とは、地質調査業以外の事業を併せて営む場合における当該地質調査業以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 5 「雑費」に属する費用で、**販売費及び一般管理費**の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 6 記載要領5は、**営業外収益**の「その他」に属する収益及び**営業外費用**の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 7 注は、工事進行基準による完成調査収入が「完成調査収入」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

支払利息
手形売却損
その他
事業主利益（事業主損失）

(新設)

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 4 **「兼業事業」**とは、地質調査業以外の事業を併せて営む場合における当該地質調査業以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 5 「雑費」に属する費用で、**「販売費及び一般管理費」**の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 6 記載要領5は、**「営業外収益」**の「その他」に属する収益及び**「営業外費用」**の「その他」に属する費用の記載に準用する。

(新設)

様式第16号（第4条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革		
	最初にこの規程による登録を受けた年月日	年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄は、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、営業の休止、営業の再開、資本金額の変更、この規程による登録の消除、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

様式第16号（第4条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革		
	最初にこの規程による登録を受けた年月日	年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄は、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、営業の休止、営業の再開、資本金額の変更、この規程による登録の消除、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

所 属 地 質 調 査 業 者 団 体 調 査 書

所 属 団 体 名	所 属 年 月 日

記載要領

地質調査業者の組織する団体に所属している場合のみ記載すること。

所 属 地 質 調 査 業 者 団 体 調 査 書

所 属 団 体 名	所 属 年 月 日

記載要領

地質調査業者の組織する団体に所属している場合のみ記載すること。

地 質 調 査 業 者 現 況 報 告 書

地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。
この報告書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日
 報告者 印

殿

イ

登録番号	質 一	登 録 年 月 日	平 成 年 月 日	当 初 登 録 年 月 日	平 成 年 月 日
商号又は名称		資本金額		千円	
		創 業 年 月 日	年 月 日		
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名		営 業 所			
氏 名	役 職 名	名 称	(郵便番号)所在地 (電話番号)		
		(主たる営業所)			
		(その他の営業所)			
役員その他企業役員との兼務状況					
他に持っている営業又は事業の種類					

電 話 番 号	() 番
F A X 番 号	
取 扱 い 責 任 者	
所 属 氏 名	

記載要領

- 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 「役員(氏名及び役職名)」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。
- 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 「役員(他企業役員との兼務状況)」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

地 質 調 査 業 者 現 況 報 告 書

地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

平成 年 月 日
 報告者 印

殿

イ

登録番号	質 一	登 録 年 月 日	平 成 年 月 日	当 初 登 録 年 月 日	平 成 年 月 日
商号又は名称		資本金額		千円	
		創 業 年 月 日	年 月 日		
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名		営 業 所			
氏 名	役 職 名	名 称	(郵便番号)所在地 (電話番号)		
		(主たる営業所)			
		(その他の営業所)			
役員その他企業役員との兼務状況					
他に持っている営業又は事業の種類					

記載要領

- 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 「役員(氏名及び役職名)」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。
- 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 「役員(他企業役員との兼務状況)」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

(様式第18号 (第7条関係))

(用紙A4)

ロ

地質調査経歴					
契約の相手方の名称	契約名	調査の内容	元請又は下請の別	契約金額 千円	契約期間 自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日

記載要領

- この表は、地質調査の直前1年間の主な契約について5件以内記入すること。
- 「調査の内容」の欄は、「土質調査」、「岩盤調査」、「物理探査」、「試験・計測」、「その他」のうち該当するものを記載すること。
- 「元請」とは、地質調査業者以外の者から地質調査を受注した場合をいい、「下請」とは、他の地質調査業者から地質調査を受注した場合をいう。

(様式第18号 (第7条関係))

(用紙A4)

ロ

地質調査経歴					
契約の相手方の名称	契約名	調査の内容	元請又は下請の別	契約金額 千円	契約期間 自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日
				千円	自 年 月 日 至 年 月 日

記載要領

- この表は、地質調査の直前1年間の主な契約について5件以内記入すること。
- 「調査の内容」の欄は、「土質調査」、「岩盤調査」、「物理探査」、「試験・計測」、「その他」のうち該当するものを記載すること。
- 「元請」とは、地質調査業者以外の者から地質調査を受注した場合をいい、「下請」とは、他の地質調査業者から地質調査を受注した場合をいう。

(様式第18号 (第7条関係))

(用紙A4)

ハ

直前1年の事業収入金額 (自 年 月:至 年 月) (単位 千円)					株主(出資者)		
調査内容	国内		海外	計	株主(出資者)名	所有株数 又は出資 の価額	発行済株式 総数又は出 資の総額に 対する割合 %
	官公庁	民間 (357種)					
土質調査		()					
岩盤調査		()					
物理探査		()					
試験・計測		()					
その他		()					
合計		()					

記載要領

- 「直前1年の事業収入金額」の欄は、次により記載すること。
 - 当該事業年度の損益計算書における完成調査収入中の地質調査に係る収入金額を記載すること。
 - 国内で受注した調査であって下請によるものは「民間」に含めるものとし、さらに当該収入金額を()内に記載すること。
 - 海外で受注した調査は、元請、下請のいかんにかかわらず「海外」に記載すること。
- 「株主(出資者)」の欄は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(様式第18号 (第7条関係))

(用紙A4)

ハ

直前1年の事業収入金額 (自 年 月:至 年 月) (単位 千円)					株主(出資者)		
調査内容	国内		海外	計	株主(出資者)名	所有株数 又は出資 の価額	発行済株式 総数又は出 資の総額に 対する割合 %
	官公庁	民間 (357種)					
土質調査		()					
岩盤調査		()					
物理探査		()					
試験・計測		()					
その他		()					
合計		()					

記載要領

- 「直前1年の事業収入金額」の欄は、次により記載すること。
 - 当該事業年度の損益計算書における完成調査収入中の地質調査に係る収入金額を記載すること。
 - 国内で受注した調査であって下請によるものは「民間」に含めるものとし、さらに当該収入金額を()内に記載すること。
 - 海外で受注した調査は、元請、下請のいかんにかかわらず「海外」に記載すること。
- 「株主(出資者)」の欄は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

二

使用人数					
使用人数区分	区分 使用人数	大学又は高等専門学校 の理工系学科を卒業した者	高等学校の理工系 学科を卒業した者	その他の者	
		技術関係使用人数	人	人	人
業務 区分	調査・計測				
	解析・判定				
業務別 資格保有者 内訳	資格区分	技術士		その他地質調査に関する資格	
		建設部門(土質 及び基礎)及び 応用理学部門 (地質)	その他	資格の名称 人数	
	業務区分	調査・計測	人	人	人
	解析・判定				
事務関係使用人数					
合計					

所属団体名	
-------	--

記載要領

- 1 使用人とは、役員、職員を問わず、常時雇用している者をいう。
- 2 この表の人数を記載する欄は、地質調査に主として従事している使用人数を整数値で記載すること。
- 3 理工系学科とは、土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学等の学科をいう。
- 4 「業務区分」の欄は、技術関係使用人数を主として従事しているものにより「調査・計測」又は「解析・判定」のいずれかに区分して記載すること。
- 5 「技術士」の「建設部門(土質及び基礎)及び応用理学部門(地質)」の欄は、技術士登録の技術部門が建設部門で選択科目を土質及び基礎とする技術士及び応用理学部門で選択科目を地質とする技術士の合計人数を記載すること。その他の選択科目で建設部門又は応用理学部門に登録されている技術士については「その他」の欄に記載すること。
- 6 「その他地質調査に関する資格」の欄は、「技術士」の欄に記載した者以外で土木施工管理技士、地質調査技士等の資格を有している者がいる場合には、その資格の名称及び人数について、全て記載すること。
- 7 「所属団体名」の欄は、地質調査業者の組織する団体に所属している場合にのみ記載すること。

ホ

技術管理者						
所属事業所の 名称	(ふりがな) 氏名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名、 学科名 (卒業年月)	実務経験 年数	区分
					満 年月	イロハ
現場管理者						
所属事業所の 名称	(ふりがな) 氏名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名、 学科名 (卒業年月)	実務経験 年数	区分
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ

記載要領

- 1 「資格等の名称」の欄は、技術士、土木施工管理技士、地質調査技士等を記載することとし、技術士である場合には、技術士登録の技術部門及び技術士第二次試験の選択科目を記載すること。
- 2 「実務経験年数」の欄は、地質調査に関する実務の経験年数を記載すること。
- 3 技術管理者の「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者についてはハを○で囲むこと。
- 4 現場管理者の「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

二

使用人数					
使用人数区分	区分 使用人数	大学又は高等専門学校 の理工系学科を卒業した者	高等学校の理工系 学科を卒業した者	その他の者	
		技術関係使用人数	人	人	人
業務 区分	調査・計測				
	解析・判定				
業務別 資格保有者 内訳	資格区分	技術士		その他地質調査に関する資格	
		建設部門(土質 及び基礎)及び 応用理学部門 (地質)	その他	資格の名称 人数	
	業務区分	調査・計測	人	人	人
	解析・判定				
事務関係使用人数					
合計					

所属団体名	
-------	--

記載要領

- 1 使用人とは、役員、職員を問わず、常時雇用している者をいう。
- 2 この表の人数を記載する欄は、地質調査に主として従事している使用人数を整数値で記載すること。
- 3 理工系学科とは、土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学等の学科をいう。
- 4 「業務区分」の欄は、技術関係使用人数を主として従事しているものにより「調査・計測」又は「解析・判定」のいずれかに区分して記載すること。
- 5 「技術士」の「建設部門(土質及び基礎)及び応用理学部門(地質)」の欄は、技術士登録の技術部門が建設部門で選択科目を土質及び基礎とする技術士及び応用理学部門で選択科目を地質とする技術士の合計人数を記載すること。その他の選択科目で建設部門又は応用理学部門に登録されている技術士については「その他」の欄に記載すること。
- 6 「その他地質調査に関する資格」の欄は、「技術士」の欄に記載した者以外で土木施工管理技士等の資格を有している者がいる場合には、その資格の名称及び人数について、全て記載すること。
- 7 「所属団体名」の欄は、地質調査業者の組織する団体に所属している場合にのみ記載すること。

ホ

技術管理者						
所属事業所の 名称	(ふりがな) 氏名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名、 学科名 (卒業年月)	実務経験 年数	区分
					満 年月	イロハ
現場管理者						
所属事業所の 名称	(ふりがな) 氏名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名、 学科名 (卒業年月)	実務経験 年数	区分
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ
					満 年月	イロ

記載要領

- 1 「資格等の名称」の欄は、技術士、土木施工管理技士等を記載することとし、技術士である場合には、技術士登録の技術部門及び技術士第二次試験の選択科目を記載すること。
- 2 「実務経験年数」の欄は、地質調査に関する実務の経験年数を記載すること。
- 3 技術管理者の「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者についてはハを○で囲むこと。
- 4 現場管理者の「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

ト

財務事項一覧表(直前決算) (単位 千円)				
自己資本額	区分	直前決算時	決算後の増減額	合計
	資 本 額	株主資本		
評価・換算差額等				
新株予約権				
計				※
貸借対照表	事業年度		事業年度	
	科目	自平成年月 至平成年月	科目	自平成年月 至平成年月
貸借対照表	流動資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 繰延資産		流動負債 固定負債 負債合計 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 新株予約権 純資産合計 負債及び純資産合計	△
	資産合計			
損益計算書	売上高 (うち完成調査収入)		特別利益 特別損失	
	売上原価 (うち完成調査原価) 売上総利益(売上総損失) (うち完成調査総利益 (完成調査総損失)) 販売費及び一般管理費 営業利益(営業損失) 営業外収益 営業外費用 経常利益(経常損失)		税引前当期純利益 (税引前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 (当期純損失)	

記載要領

- 直前一年分の決算書等により作成すること。
- 「自己資本額」の欄は、次により記載すること。
 - 法人にあつては次によること。
 - 「株主資本」の欄は、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じたものとする。
 - 「評価・換算差額等」の欄は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合はその合計の額を記載すること。
 - 「新株予約権」の欄は、新株予約権があつた場合はその額を記載すること。
 - 「決算後の増減額」の欄は、直前決算後現況報告書の作成時期までの間に増減があつた場合に限り、当該増減の額を加減するものとする。
 - 個人にあつては、※印欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載すること。
- 法人にあつては、土地再評価差額金、株式等評価差額金がある場合には、「貸借対照表」の欄に当該項目を追加して記載すること。
- 「貸借対照表」の欄の「純資産合計」は、個人にあつては貸借対照表の純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載すること。

ト

財務事項一覧表(直前決算) (単位 千円)				
自己資本額	区分	直前決算時	決算後の増減額	合計
	資 本 額	株主資本		
評価・換算差額等				
新株予約権				
計				※
貸借対照表	事業年度		事業年度	
	科目	自平成年月 至平成年月	科目	自平成年月 至平成年月
貸借対照表	流動資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 繰延資産		流動負債 固定負債 負債合計 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 新株予約権 純資産合計 負債及び純資産合計	△
	資産合計			
損益計算書	売上高 (うち完成調査収入)		特別利益 特別損失	
	売上原価 (うち完成調査原価) 売上総利益(売上総損失) (うち完成調査総利益 (完成調査総損失)) 販売費及び一般管理費 営業利益(営業損失) 営業外収益 営業外費用 経常利益(経常損失)		税引前当期純利益 (税引前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 (当期純損失)	

記載要領

- 直前一年分の決算書等により作成すること。
- 「自己資本額」の欄は、次により記載すること。
 - 法人にあつては次によること。
 - 「株主資本」の欄は、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じたものとする。
 - 「評価・換算差額等」の欄は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合はその合計の額を記載すること。
 - 「新株予約権」の欄は、新株予約権があつた場合はその額を記載すること。
 - 「決算後の増減額」の欄は、直前決算後現況報告書の作成時期までの間に増減があつた場合に限り、当該増減の額を加減するものとする。
 - 個人にあつては、※印欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載すること。
- 法人にあつては、土地再評価差額金、株式等評価差額金がある場合には、「貸借対照表」の欄に当該項目を追加して記載すること。
- 「貸借対照表」の欄の「純資産合計」は、個人にあつては貸借対照表の純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載すること。

変更届出書

平成 年 月 日

登録年月日 平成 年 月 日

登録番号 質 一

届出者 印

殿

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称又は所在地 (3)資本金額
 - (4)役員の名 (5)個人業者の名 (6)支配人の名
 - (7)他に行っている営業の種類 (8)技術管理者の名 (9)現場管理者の名
- について変更があったので、地質調査業者規程第8条第1項の規定により届け出ます。
この届出及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

電話番号	() 番
FAX番号	
取扱い責任者 所属氏名	

記載要領

- 1 (1)から(9)までの事項については、不要のものを消すこと。
- 2 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 3 (4)に該当する場合には、当該変更に係る事項のみに限定せず、全体について「変更前」と「変更後」を対比させて記載すること。
- 4 (1)及び(4)の事項については、ふりがなを付すこと。

変更届出書

平成 年 月 日

登録年月日 平成 年 月 日

登録番号 質 一

届出者 印

殿

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称又は所在地 (3)資本金額
 - (4)役員の名 (5)個人業者の名 (6)支配人の名
 - (7)他に行っている営業の種類 (8)技術管理者の名 (9)現場管理者の名
- について変更があったので、地質調査業者規程第8条第1項の規定により届け出ます。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

記載要領

- 1 (1)から(9)までの事項については、不要のものを消すこと。
- 2 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 3 (4)に該当する場合には、当該変更に係る事項のみに限定せず、全体について「変更前」と「変更後」を対比させて記載すること。
- 4 (1)及び(4)の事項については、ふりがなを付すこと。